

国民健康保険システム標準化 検討・課題事項一覧

令和6年8月7日 現在

No.	対応 状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
6	完了	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会 結果を踏まえた 検討課題につ いて	各都道府県及び各市区町村独自の医療費助成制度（以下、「地方単独事業」という。）に関する事務処理については、原則外付けシステム等での対応を前提とし、外付けシステムの処理結果を標準準拠システムに取り込むことを最低限必要な機能要件として標準仕様書に示す方針は維持するものの、数ある地方単独事業のなかでも、上限額や割合をパラメータで設定する等の標準化できる機能が存在する可能性もあるため、標準仕様書【第1.0版】が公開された以降、標準化の可否を検討した上で、標準化が可能な機能が存在した場合には標準仕様書に取り込み、標準化できない機能については外付けシステムの開発に必要な要件を仕様書案として特例的に示す等の対応も視野に検討を行うこととする。	【12/5】 引き続き厚生労働省と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。 【2/20】 医療DX推進本部のうち、診療報酬改定DXでは、医療機関等が導入しているレセプトを算定するプログラムを共通化し、審査支払機関が提供する仕組みを検討している。このプログラムの機能では、患者の自己負担額を計算するため、地方単独事業も計算の対象とする必要があり、地方単独事業を取りまとめ、プログラム上、地単公費マスタを作成する必要があるところ。 ここで作成する地単公費マスタは、全国都道府県・市区町村の地方単独事業における対象範囲、助成方法、助成内容等が網羅されることから、標準システムでの機能要件としても流用することを検討する。 その先駆けとして、「地方公共団体の医療費助成事業の実態調査について（依頼）」（令和5年2月13日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、各都道府県、各政令市、各中核市を対象に、地方単独事業に係る実態調査を実施しているところ。なお、地単公費マスタは令和6年度までの取りまとめを目指している。 なお、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。 【3/23】 令和5年度以降も引き続き検討・課題事項とさせていただきます。 【8/24】 厚生労働省より地単公費マスタに係る方針が示され次第、対応を検討することとする。 【12/25】 厚生労働省より地単公費マスタに係る方針が示され次第、対応を検討することとする。 【1/25】 令和6年度以降も引き続き検討・課題事項とさせていただきます。 【8/7】 地単公費マスタの取りまとめ結果が示され、国保システムとして標準化すべき事項がある場合には、改めて検討会にお諮りすることとすることとし、国保標準仕様書の課題としては一旦クローズとする。	事務局	R6.8.7	
7	仕掛	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会 結果を踏まえた 検討課題につ いて	特定健診については、各市町村において使用しているシステムが様々でありその実態も不明確な点が多いことから、標準仕様書【第1.0版】には記載せず、標準仕様書【第1.1版】以降に反映する予定とする。	【12/5】 現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討する。 【2/20】 令和5年度以降の対応が見込まれることから、検討・課題事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。 なお、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。 【3/23】 令和5年度以降も引き続き検討・課題事項とさせていただきます。 【8/24】 現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討する。 【12/25】 別途、特定健診等ワーキングチームが立ち上げられ、標準仕様の検討が行われているところ。令和5年11月16日に第1回WTが実施され、令和6年3月末に【第0.9版】として公開後、令和6年8月末に【第1.0版】として改めて公開する予定が示された。 【1/25】 令和6年度以降も引き続き検討・課題事項とさせていただきます。 【8/7】 特定健診等システムに係る標準仕様【第0.9版】が公開され、【第1.0版】が令和6年8月末に公開を予定しているため、国保システムと特定健診等システム間の連携に係る機能要件を規定し、デジタル庁が示す機能別連携仕様についても見直しを行う。	事務局		